

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本航空株式会社から、以下のとおりロックアウト（作業所閉鎖）を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 期間

令和 6 年 3 月 9 日以降

2 場所

日本航空ユニオンの組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（別記の都道府県）

3 目的

日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗するため

令和 6 年 3 月 8 日

厚生労働大臣 武見 敬三

別 記

北 海 道	青 森 県	宮 城 県
秋 田 県	千 葉 県	東 京 都
新 潟 県	愛 知 県	大 阪 府
和 歌 山 県	島 根 県	岡 山 県
広 島 県	香 川 県	愛 媛 県
高 知 県	福 岡 県	熊 本 県
宮 崎 県	鹿 児 島 県	沖 縄 県

